

名称	所沢市北野台地区
所在地	小手指南1-15~17他
認可年月日	平成30年2月28日
期間満了日	令和20年2月27日
区域面積	4,347.25㎡
区画数	31
用途地域	第1種低層住居専用地域
協定事項	<p>1 公示日における区域内の敷地(区画)は、本協定の公示日後、敷地を分割(分筆)する場合は分割後のそれぞれの敷地面積を125㎡以上とする。</p> <p>2 敷地の地盤面の高さは公示日を基準とし、当該敷地の造成工事における現況地盤面の高さを変更してはならない。なお、地盤面とは建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいうこととする。</p> <p>(1) 地盤面の高さの報告</p> <p>イ 施主は本協定に基づいて建築業者等に地盤面の高さを確認し、書面を運営委員会に提出し説明する。</p> <p>ロ 施主は計画に基づく地盤面の高さであることを計測し、書面にて運営委員会に報告する。</p> <p>(2) 地盤面の高さの確認は、次のいずれかとする。</p> <p>イ 運営委員会は建築前と後における残存物(境界壁等)を目印とし地盤面の高さを確認する。</p> <p>ロ 専門業者により地盤面の高さを計測する。</p> <p>(3) 地盤面はその高さを変更してはならない。ただし、次の場合を除くこととする。</p> <p>イ 運営委員会の承認を受けた変更</p> <p>ロ 出入り口、車庫及び自転車置場を建築するための切土、盛土</p> <p>ハ 造園のための切土及び盛土</p> <p>3 建築物の用途は、一戸建専用住宅とし、1区画1棟に限り、商業施設は認めない。</p> <p>(1) ただし、物置・車庫はこの限りではない。</p> <p>(2) 一戸建専用住宅の住環境を損なわないことを条件として、運営委員会の承認を受けた場合は、所要の変更ができるものとする。 ただし、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、且つ、所要の変更部分の床面積の合計は50㎡以下とする。</p> <p>4 区域内における建築物の外壁面は、隣接地境界線と0.8m以上離し施工しなければならない。(道路境界面を除く)</p> <p>5 建築物の地盤面からの高さは10m、軒高は7mを超えてはならない。</p> <p>6 地階を除く階数は2以下とし、2階の屋上は使用してはならない。</p> <p>7 建築物の外側から直接2階に通じる階段は、設置してはならない。ただし、二世帯住宅は除く。</p> <p>8 建築物の色彩は、風致上周囲との調和を計るよう努める。</p> <p>9 道路境界線における囲いは、生垣又は鉄柵、金網等の透視可能な開放的フェンスを基本とし風致を損なわぬよう配慮する。</p> <p>10 広告物の看板を設置又は掲示してはならない。ただし、所有者等自己の用に供するもので、かつ、表示面積の合計が1㎡以下のものはこの限りではない。</p> <p>11 建築物の外部に設置するものは近隣の住民の生活の妨げにならないよう考慮する。</p>

所沢市北野台地区

